

◆◆新事業承継税制◆◆

(税理士法人 ゴーイング 税理士 守屋貴史)

1. 新制度の創設

この度、親族内の事業承継に対する税制支援策として、非上場株式に係る『相続税の納税猶予制度』と『贈与税の納税猶予制度』が新しく創設されました。

2. 新制度の概要

この新事業承継税制は、後継者が、相続又は贈与により取得した自社株式に課税される相続税又は贈与税の納税を「**猶予**」するという制度です。その後、一定の条件を満たした場合には、その猶予されていた税金の納税が「免除」されます。

3. 要件は面倒でも効果は大！

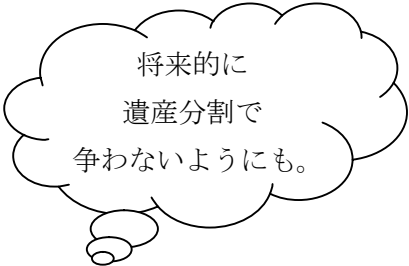
これらの納税猶予制度を受ける場合には、原則として、事前に経済産業大臣の「**確認**」が必要となり、さらに、贈与又は相続の後に改めて経済産業大臣の「**認定**」が必要となります。

また、納税猶予を受けるに当たり、その会社が中小企業者に該当しているかどうか、その後継者の親族グループで過半数以上の株式を有し、その後継者が同族株主グループ内

で筆頭株主であるかどうかなどの詳細な要件を満たす必要があります。

4. 何より事前準備が肝心！

今後は事業承継対策のひとつとして、これらの納税猶予制度が一般的になるとは思いますが、やはり、その他の相続税対策や争族対策を行うほか、経営・財務・組織などの事業そのものの見直しをあわせて行うことが依然として重要となるでしょう。「中小企業経営承継円滑化法」では、「遺留分に関する民法特例」や「金融支援制度」も含まれていますので、**総合的に**新法を活用することをお勧めします。



将来的に
遺産分割で
争わないようにも。



本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。